

3 認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																
イ 認知症対応型通所介護費(1)	(1) 認知症対応型通所介護費(i)	3時間以上5時間未満	要介護1 (564 単位)	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合															
			要介護2 (620 単位)																								
		5時間以上7時間未満	要介護3 (678 単位)																								
			要介護4 (735 単位)																								
		7時間以上9時間未満	要介護5 (792 単位)																								
			要介護1 (865 単位)																								
	(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	3時間以上5時間未満	要介護2 (865 単位)	×63/100									9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合							
			要介護3 (958 単位)																								
		5時間以上7時間未満	要介護4 (1,050 単位)																								
			要介護5 (1,143 単位)																								
		7時間以上9時間未満	要介護1 (985 単位)																								
			要介護2 (1,092 単位)																								
(3) 認知症対応型通所介護費(iii)	3時間以上5時間未満	要介護3 (1,199 単位)	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合																
		要介護4 (1,307 単位)																									
	5時間以上7時間未満	要介護5 (1,414 単位)																									
		要介護1 (510 単位)																									
	7時間以上9時間未満	要介護2 (561 単位)																									
		要介護3 (612 単位)																									
(1) 認知症対応型通所介護費(II)	3時間以上5時間未満	要介護4 (663 単位)	×63/100									9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合								
		要介護5 (714 単位)																									
	5時間以上7時間未満	要介護1 (778 単位)																									
		要介護2 (861 単位)																									
	7時間以上9時間未満	要介護3 (944 単位)																									
		要介護4 (1,026 単位)																									
(2) 認知症対応型通所介護費(II)	3時間以上5時間未満	要介護5 (1,109 単位)	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合																
		要介護1 (885 単位)																									
	5時間以上7時間未満	要介護2 (980 単位)																									
		要介護3 (1,076 単位)																									
	7時間以上9時間未満	要介護4 (1,172 単位)																									
		要介護5 (1,267 単位)																									
(3) 認知症対応型通所介護費(II)	3時間以上5時間未満	要介護1 (270 単位)	×63/100									9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合								
		要介護2 (280 単位)																									
	5時間以上7時間未満	要介護3 (289 単位)																									
		要介護4 (299 単位)																									
	7時間以上9時間未満	要介護5 (309 単位)																									
		要介護1 (439 単位)																									
ハ サービス提供体制強化加算	3時間以上5時間未満	要介護2 (454 単位)	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合																
		要介護3 (470 単位)																									
	5時間以上7時間未満	要介護4 (486 単位)																									
		要介護5 (502 単位)																									
	7時間以上9時間未満	要介護1 (506 単位)																									
		要介護2 (524 単位)																									
ニ 介護職員処遇改善加算	3時間以上5時間未満	要介護3 (542 単位)	×63/100									9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合								
		要介護4 (560 単位)																									
	5時間以上7時間未満	要介護5 (579 単位)																									
		要介護1 (506 単位)																									
	7時間以上9時間未満	要介護2 (524 単位)																									
		要介護3 (542 単位)																									
ハ サービス提供体制強化加算	3時間以上5時間未満	要介護4 (560 単位)	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合																
		要介護5 (579 単位)																									
	5時間以上7時間未満	要介護1 (506 単位)																									
		要介護2 (524 単位)																									
	7時間以上9時間未満	要介護3 (542 単位)																									
		要介護4 (560 単位)																									
ニ 介護職員処遇改善加算	3時間以上5時間未満	要介護5 (579 単位)	×63/100									9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合								
		要介護1 (506 単位)																									
	5時間以上7時間未満	要介護2 (524 単位)																									
		要介護3 (542 単位)																									
	7時間以上9時間未満	要介護4 (560 単位)																									
		要介護5 (579 単位)																									
ハ サービス提供体制強化加算	3時間以上5時間未満	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合																
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)																									
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																									
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)																									
ニ 介護職員処遇改善加算	3時間以上5時間未満	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68/1000)	×63/100																	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間の場合 +250単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき -94単位	事業所が送迎をわかない場合
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38/1000)																									
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)																									
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																									
		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計																									

ハ サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目